

第16回 勢田川等水面利用対策協議会



令和3年3月5日

前回までの協議事項 | 協議会の協議事項

▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



前回までの協議事項 | スケジュール

▼不法係留船の減少

「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（令和元年度中）で解決を目指す。

Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	R1
・現状施設の活用（占用主体は公募による） ・民間マリーナの活用 ・新規施設の設置				

Ⅱ 係留対象船の減

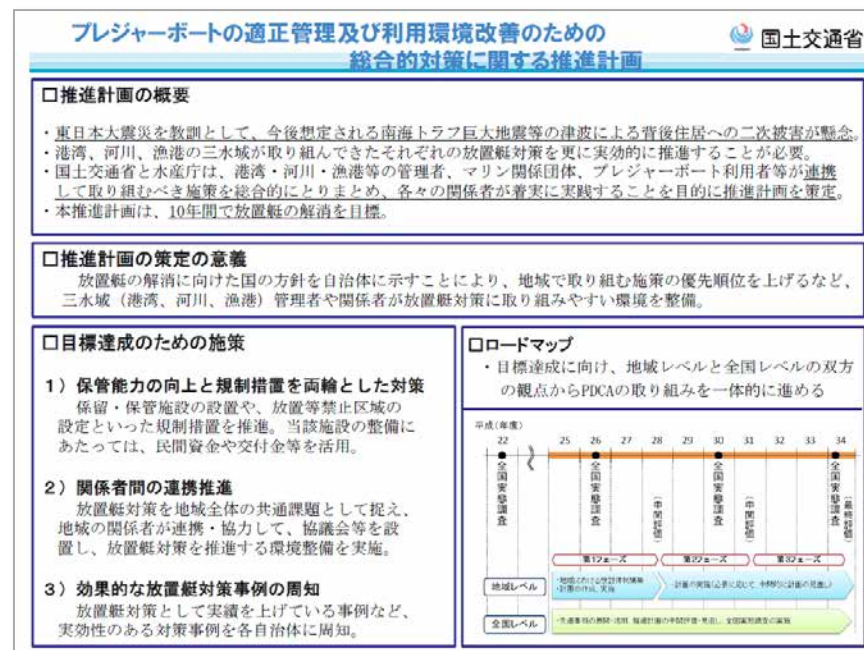
H27	H28	H29	H30	R1
是正指導		強制撤去		
・協議会方針周知（撤去指導） ・アンケート調査 ↓ ・注意書、警告書送付 ・現地へ警告看板設置		・指示書交付 ↓ ・監督処分 ↓ ・行政代執行		
		所有者不明船の撤去（簡易代執行）		

<参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

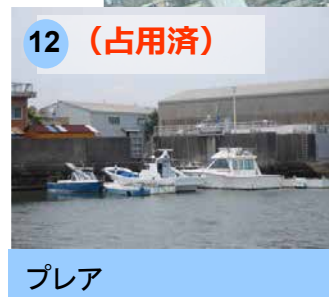
<内容>

- ・10年間で放置艇を解消
- ・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策



報告事項

係留場所の確保増 係留が認められる施設



報告事項 | 係留場所の確保増 係留が認められる施設

▼ 占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

④大湊川(五十鈴川合流点側)

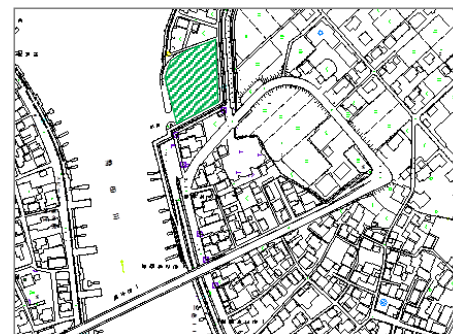


船所有者の意見も聞きながら駐車場や通路の整備について可能性を検討していきます。

準備が整い次第...

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

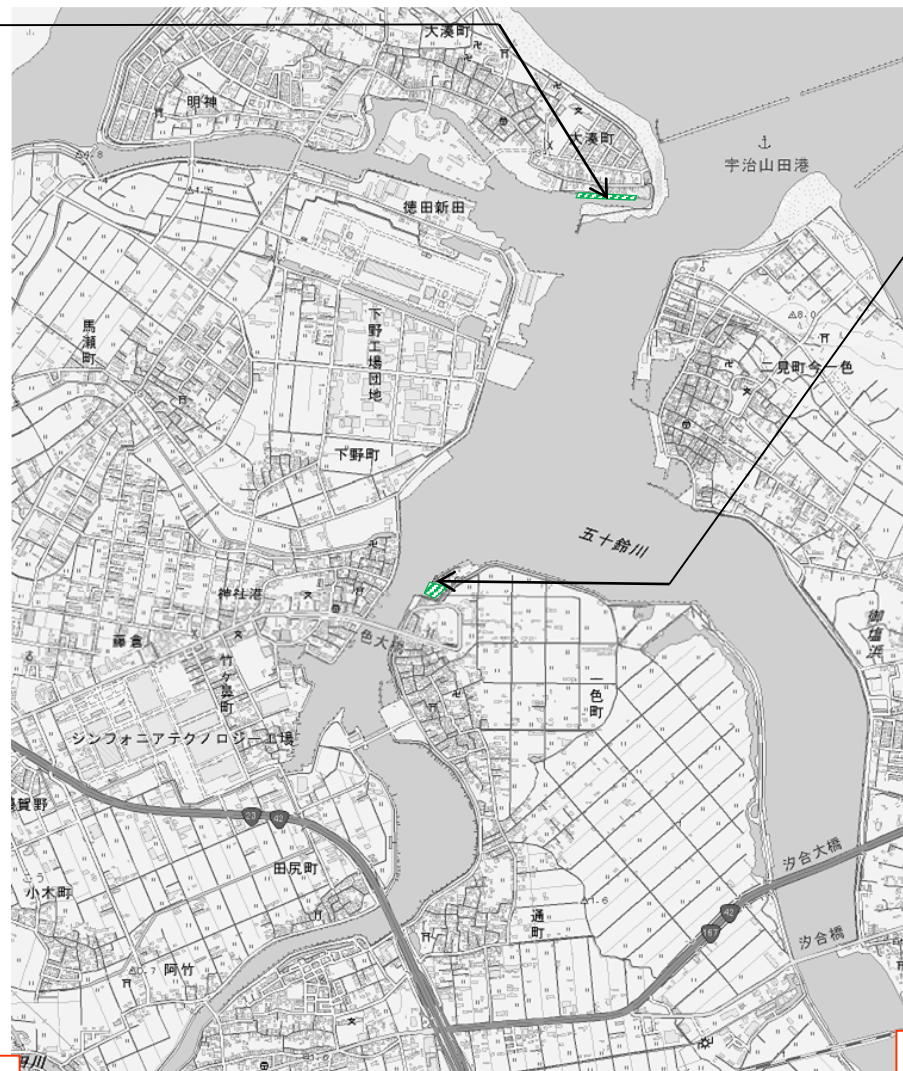
⑥一色町物揚場施設



利用形態の変更も視野に入れて検討・調整していきます。

準備が整い次第...

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。



凡例

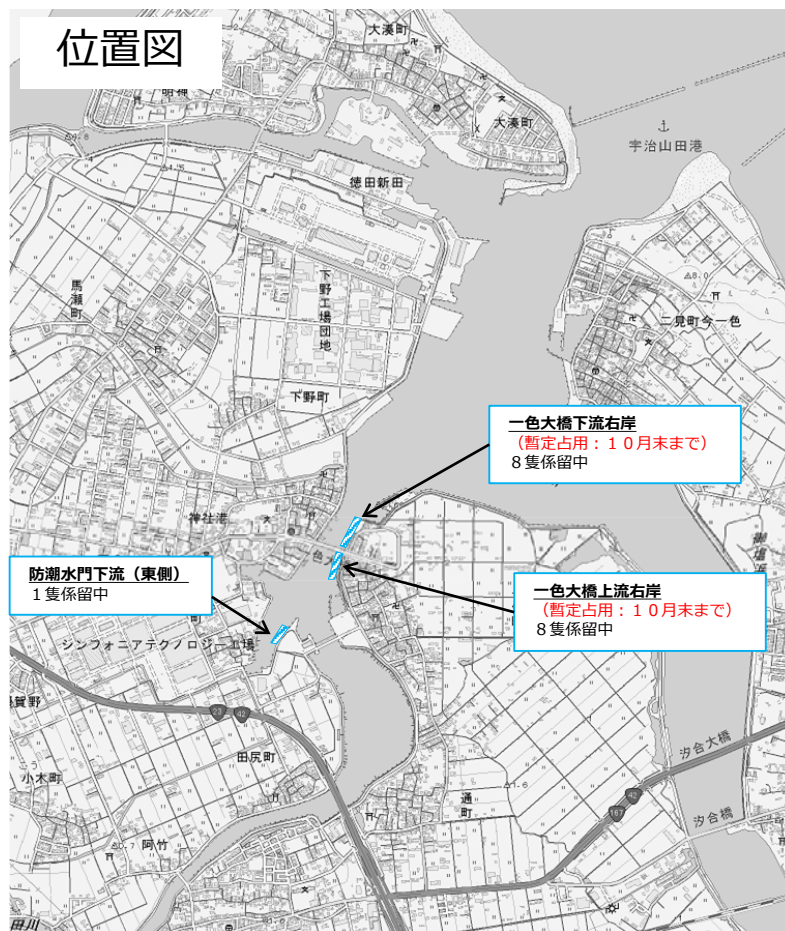
新たに占用主体を決定する箇所

報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去対策(国管理区間)

▼対象船の状況 (R 3. 2)

一色大橋上下流についてはR 2. 10末で一年間の暫定占用期間が過ぎましたが、いまだに自主的な撤去に応じない船舶が多数あります。今後は不法係留船対策として是正指導を重ね、最終的には強制撤去します。

位置図



防潮水門下流 (東側)

令和3年2月18日現在



一色大橋下流右岸

令和3年2月18日現在



一色大橋上流右岸

令和3年2月18日現在



報告事項 | 係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去(県管理区間)

▼港湾区域における所有者不明船（廃船）等の撤去



一色町物揚場施設【1隻】

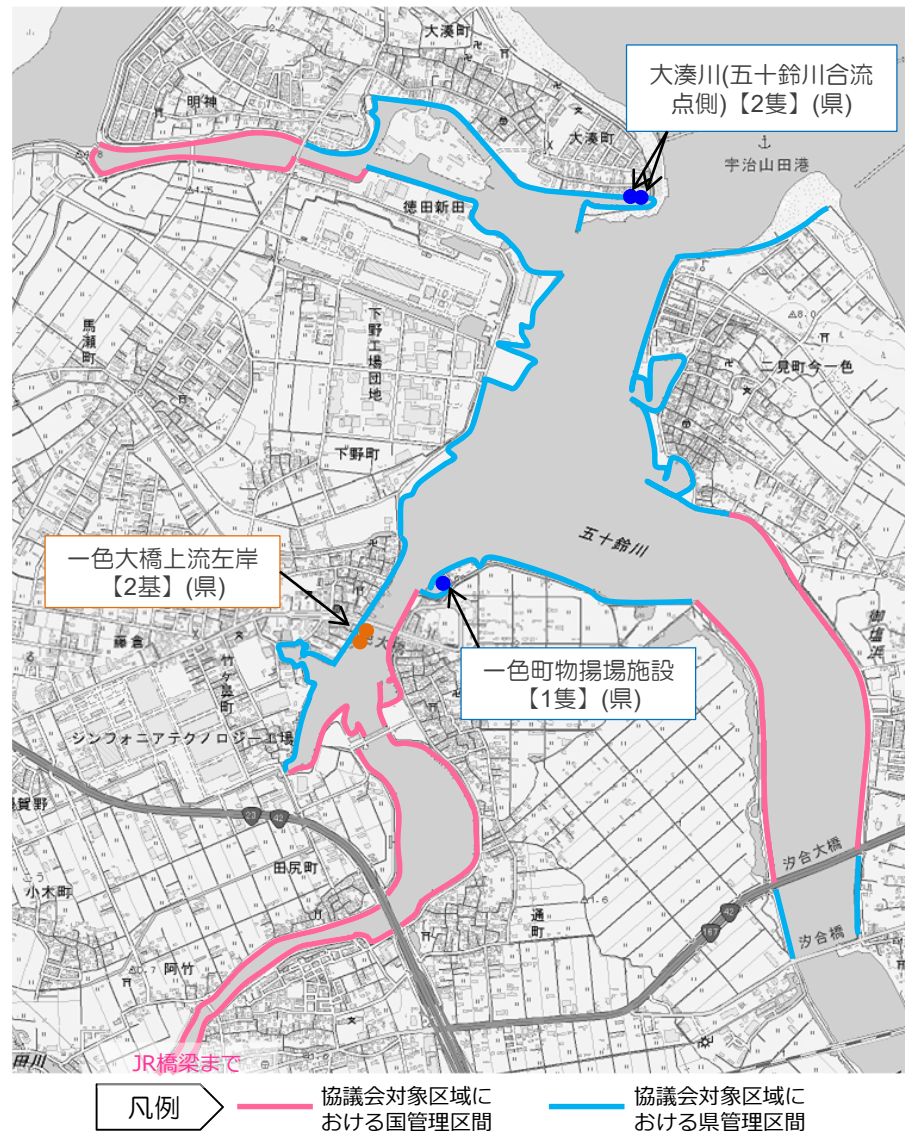


大湊川(五十鈴川合流点側)【2隻】



一色大橋上流左岸【2基】

上記対象船舶等については、港湾施設への影響等を踏まえ、必要に応じて順次撤去を検討していきます。



報告事項 | 規制の方針(港湾)

▼放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)

第三十七条の十一 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(略)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



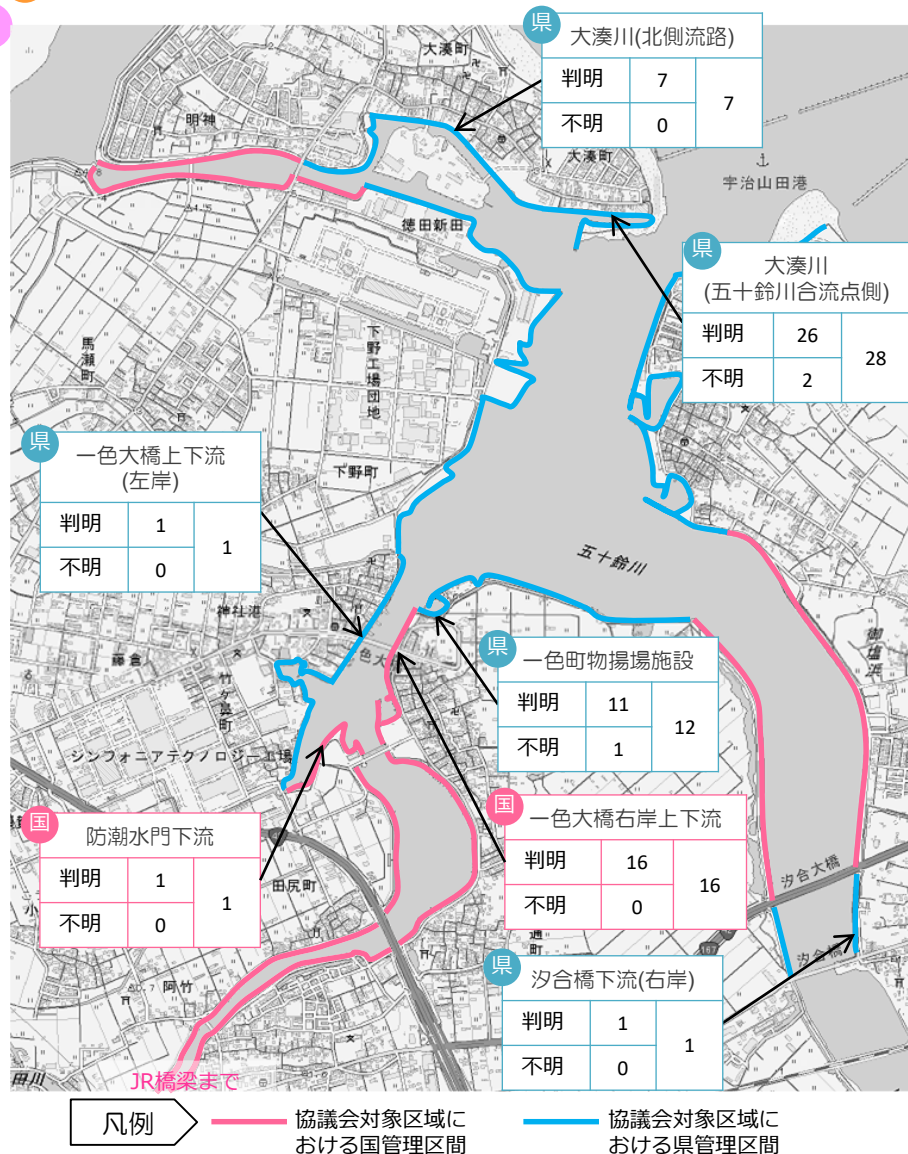
凡例

— 放置等禁止区域に指定済み

— 放置等禁止区域に指定予定
(H30年度より段階的に指定)

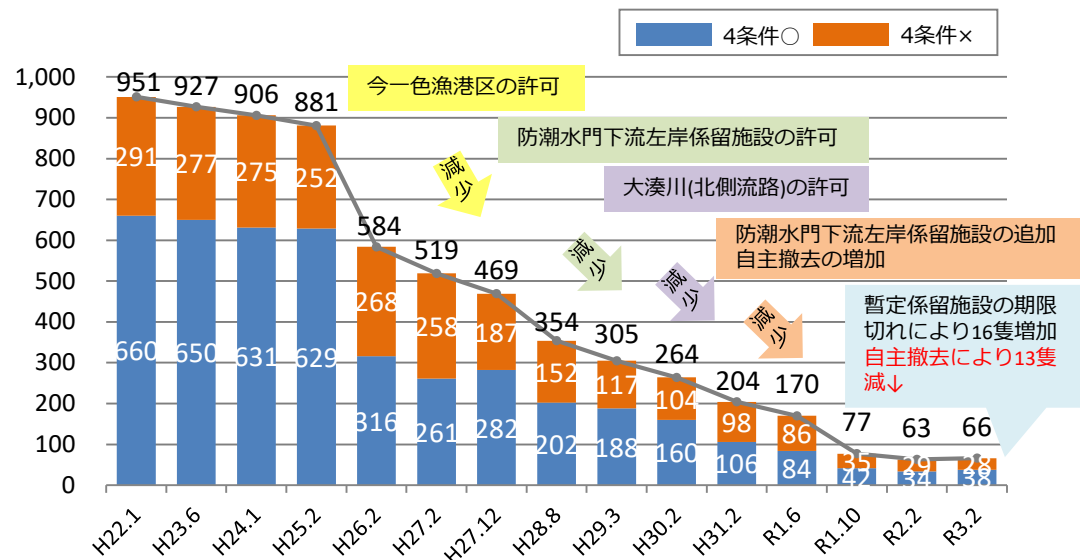
報告事項 | 不法係留船舶実態調査

▼令和3年2月時点（66隻）



※一時係留船舶は除く

▼不法係留船舶数の変動（H22～R3）



係留船舶数	66隻
4条件○	約38隻
4条件×	約28隻

勢田川不法係留船舶減少の状況（伊勢市一色町地先）



平成21年11月時点



令和3年2月時点

報告事項 | 係留対象船舶数について

▼ 現在の状況（令和3年2月時点）

係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占用済	⑤今一色漁港区 ※基本的に漁船のみ	0
		⑨防潮水門下流（左岸）	4
		⑩一色大橋下流（左岸）	0
		②大湊川北側流路 ※基本的に漁船のみ	0
		⑪神社港（海の駅）	0
		⑦一色町地先船溜まり	6
	未占用	④大湊川（五十鈴川合流点）	35
		⑥一色町物揚場施設	5
		計	50
民間マリーナ （空き）	①ゴーリキ	10	
	③マリーナ伊勢	1	
	⑧秀英工業	6	
	⑫株式会社プレア	0	
	計	17	
合 計		67	

係留総船舶数（実際の係留数） 66隻

4条件○

約38隻

4条件×

約28隻

4条件×の内訳

受け皿施設への対象船舶とする4条件

①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）

②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。

③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。

④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

➡ 67隻－約38隻＝29隻分 空きあり

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の処分等の自主撤去が進むことで、数値が変動する可能性があります。

報告事項 | 広報関係

▼三重河川国道事務所ホームページ

三重河川国道事務所のホームページに協議会の活動（お知らせや開催結果）を随時掲載しています。



勢田川等水面利用対策協議会

- お知らせ -

- R1.10.08 勢田川の所有者不明桟橋を撤去しました
- R1.10.02 勢田川の放置桟橋の撤去を実施します。～所有者不明桟橋の撤去～
- R1.08.27 勢田川「一色大橋上下流右岸船舶係留施設」占用許可申請者決定
- R1.06.05 勢田川「一色大橋下流左岸船舶係留施設」における係留施設の管理者を募集します。
募集要項、別紙1、別紙2、別紙3
- H31.01.18 勢田川の所有者不明船を撤去しました
- H31.01.16 勢田川の放置船舶の撤去を実施します
- H30.10.19 勢田川「一色町地先船溜まり船舶係留施設」占用許可申請者 決定！
- H30.04.20 勢田川「一色町地先船溜まり船舶係留施設」における係留施設の管理者を募集します。
- H29.03.28 「大湊川北側流路船舶係留施設」
4月1日から管理を開始します。
- H28.09.30 勢田川「一色大橋下流左岸船舶係留施設」

- 協議会開催結果 -

第15回勢田川等水面利用対策協議会	令和2年2月19日（水）	開催結果
第14回勢田川等水面利用対策協議会	令和元年10月30日（水）	開催結果
第13回勢田川等水面利用対策協議会	平成31年2月21日（木）	開催結果
第12回勢田川等水面利用対策協議会	平成30年2月23日（金）	開催結果
第11回勢田川等水面利用対策協議会	平成28年11月21日（月）	開催結果
第10回勢田川等水面利用対策協議会	平成28年2月23日（火）	開催結果
第9回勢田川等水面利用対策協議会	平成27年7月31日（金）	開催結果
第8回勢田川等水面利用対策協議会	平成27年2月26日（木）	開催結果
第7回勢田川等水面利用対策協議会	平成25年10月17日（木）	開催結果
第6回勢田川等水面利用対策協議会	平成24年2月17日（金）	開催結果
第5回勢田川等水面利用対策協議会	平成23年7月27日（木）	開催結果
第4回勢田川等水面利用対策協議会	平成23年2月17日（木）	開催結果
第3回勢田川等水面利用対策協議会	平成22年7月27日（火）	開催結果
第2回勢田川等水面利用対策協議会	平成22年3月19日（金）	開催結果
第1回勢田川等水面利用対策協議会	平成21年11月18日（水）	開催結果

協議・検討事項 | 今後の予定

R2.4 令和2年度 R3.4 令和3年度 R4.4 令和4年度

I 係留場所の確保増

大湊川（五十鈴川合流点）

チャル 35隻

浚渫実施に伴う現場調整

事前調整

（管理者候補、漁協、地元自治会）

調整が整い次第、手続き開始

一色町物揚場施設

チャル 5隻

浚渫協議

（県港湾管理者、漁協、伊勢市）

事前調整

（管理者候補、漁協、地元自治会）

調整が整い次第、手続き開始

一色大橋上下流右岸
暫定係留施設
（R1.11.1占用開始）

R2.10.31まで

民間マリーナの拡張

（受入の意思のある民間マリーナの拡充（占用IIA拡大等））

II 係留対象船の減

国
管
理

【所有者判明船】

自主撤去状況の確認

* 警告書送付

* 注意文書等送付

監督処分

行政代執行

* 指示書交付

県
管
理

【所有者判明船】

自主撤去状況の確認

* 注意書送付 * 警告書送付

* 指示書交付

監督処分

行政代執行

状況次第で順次実施

【所有者不明船】

所有者の搜索調査を継続、現地に注意書・警告書を順次表示

強制撤去（簡易代執行）を順次実施

理

【廃棄物・棧橋】

事前準備

強制撤去（廃棄物処理）